

平成25年度 財政健全化判断比率及び資金不足比率の公表

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）』が平成21年4月から施行され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表することとなりました。

また、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画（財政再生基準以上の場合は財政再生計画）を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画をそれぞれ定める必要があります。

▶ 健全化判断比率

	岩出市 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	—	13.46	20.00
連結実質赤字比率	—	18.46	30.00
実質公債費比率	4.0	25.00	35.00
将来負担比率	—	350.00	

※赤字額又は連結赤字額がないため、また、将来負担比率が算定されないため、「—」で表示しています。

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも早期健全化基準を下回り、健全な財政状況となっています。

▶ 資金不足比率

	岩出市 (%)	経営健全化基準 (%)
下水道事業特別会計	—	20.00
水道事業会計	—	

※資金不足額がないため、「—」で表示しています。

資金不足比率は、各公営企業においても資金不足額は生じていないため、いずれの会計においても算定されませんでした。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るために行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全段階

指標の整備と情報開示の徹底

- ・監査委員の審査に付し議会に報告し公表する

早期健全化段階

自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務付け
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

再生段階

国の関与による確実な財政再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意求めることができる

健全段階

早期健全化段階

再生段階

